

岩手県告示第572号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）基本測量を実施する地域 花巻市、北上市、一関市、奥州市、胆沢郡金ケ崎町及び西磐井郡平泉町
- （2）基本測量を実施する期間 平成23年9月2日から平成24年3月31日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成）
- 2（1）基本測量を実施する地域 岩手郡滝沢村
- （2）基本測量を実施する期間 平成23年10月12日から平成24年3月31日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報整備）